

令和4年

第7回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和4年 第7回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和4年6月22日（水）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時30分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和4年第6回（5月定例会）の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第63号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第64号] 就学する学校の変更承認について

日程第7 [議案第65号] 就学援助の認定について

日程第8 [議案第66号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第9 [議案第67号] 上天草市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

日程第10 [議案第68号] 上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱の制定について

日程第11 [議案第69号] 上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱の制定について

日程第12 [議案第70号] 上天草市地区公民館活動交付金交付要綱の制定について

日程第13 [議案第71号] 総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱の制定について

日程第14 [議案第72号] 上天草市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第15 [議案第73号] 上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員の委嘱について

日程第16 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、瀧崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、岩崎宏保（委員）
高倉利孝（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、宮崎真司（学務課長）、谷上健作（教育審議員）、小浦嘉彦（社会教育課長）、平井義郎（社会教育課長補佐）、井上照彩（学務課主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項

以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、辻本委員及び平井社会教育課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和4年第6回（5月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和4年第6回（5月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第6回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。「教育長諸般の報告」を行います。資料は議案書1ページをご覧ください。3点に絞って報告させていただきます。まず一つ目。5月21日上天草市地域婦人会連絡協議会総会のご案内がありまして、堀江市長、桑原市議会議長と一緒に私も出席をいたしました。コロナ感染防止の為、参加人員に制限があり200名程度の会員の出席でございました。急遽、金子総務大臣がお見えになり祝辞を述べられ、その後、第2瀬戸大橋の連結完了の式典に参加されるため、立ち寄られたということです。大臣が総会に参加されたということで会場が盛り上がり大変良い雰囲気の中で総会が進められました。次に、5月23日・24日両日にかけて校長ヒアリングがありました。本年度スタートして初めての校長ヒアリングです。16名の校長先生方の令和4年度スタートに対しての意気込みや思いを聞くことが出来ました。校長を通して着任早々体操服で登下校している中学生に対し、制服を着て登下校するよう指導して、現在は生徒全員が制服を着用しています。という報告もございました。長年見ておりますと気が付きませんが、着任された校長先生には、そのように気づかれて改革をされたようです。着任1年目であっても校長として望ましい方向に変えるべきと考えた時は実行するようお願いをしたところでございます。最後に6月6日、県教育長教育政策課職員が来庁されました。訪問の理由は、県の事業でICTを活用した学校情報化認定制度による学校情報化推進地域に本市が選ばれたからです。そして、学校情報化先進校に2校、登立小学校と中北小学校が指定され、併せてその挨拶にも来られたわけです。このことによって、市内小中学校の8割が学校情報化優良校になるという目標を与えられました。各学校は、この目標を目指して頑張ってくれるものと信じています。国が打ち出しましたGIGAスクール構想、一人一台の端末タブレットをいち早く各学校に配備しており、そういうことを考えられての指定だったと思います。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第63号」、日程第6「議案第64号」、日程第7「議案第65号」及び日程第16、諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第

4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第63号」、「議案第64号」、「議案第65号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第63号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第63号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第63号から議案第65号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第8 議案第66号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第8。議案第66号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書の5ページをお願いいたします。議案第66号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」。令和4年度途中における学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。令和4年6月22日提出。上天草市教育長名。専決第27号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」。学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、委嘱していた登立小学校、上小学校及び中北小学校の学校薬剤師を、次のとおり解嘱及び委嘱するものです。令和4年6月1日専決。上天草市教育長名。解嘱する者及び委嘱する者について表をご覧ください。今回、登立小学校等の3校の学校薬剤師である嶽本博国氏から体調不良による辞退の申し出がありましたので、後任として、真崎 泰徳氏を委嘱するものです。任期は、前任者の残任期間となり、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとなります。6ページに令和4年度の学校医、歯科医、学校薬剤師の一覧を掲載しています。真崎氏は、現在、維和小中学校の学校薬剤師に委嘱しており、今回、登立小、上小、中北小の3校が追加され、全部で5校の学校薬剤師となります。5ページにお戻りください。提案理由につきましては、本人の申し出により学校薬剤師を解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がありますが、緊急を要し委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、専決処分し、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものです。これが、この議案を提出する理由です。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第66号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、

承認することに決定しました。

日程第9 議案第67号 上天草市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第9。議案第67号「上天草市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書7ページをお願いします。議案第67号「上天草市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。上天草市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、次のとおり解任及び任命するものでございます。解任及び任命する者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。このうち、任命する方につきましては、荒川美紀さん、上天草市スポーツ推進委員をされております。次に、田上貴史さん、総合型地域スポーツクラブ「アロマクラブ」の代表をされております。次のページをお願いします。山下洋介さん、松島総合運動公園の指定管理者の館長をされております。次に、学務課の谷上健作教育審議員、そして今津小学校の緒方義弘校長先生、姫戸中学校の小柿勇校長先生の6名でございます。任期につきましては、前任者の残任期間となる令和4年6月22日から令和5年4月30日まででございます。提案理由といたしまして、委員が所属する団体の人事異動等に伴い、委員を解任及び任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第67号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第68号 上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱の制定について

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第10。議案第68号「上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（宮崎真司君）** 議案書の9ページをお願いいたします。議案第68号「上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱の制定について」。上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱を次のとおり定めることとします。令和4年6月22日提出。上天草市教育長名。上天草市学校給食物価高騰支援補助金交付要綱の内容については事前に資料を送付しておりますので、概略を説明します。第1条では、趣旨として新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、物価が高騰し、学校給食費の値上げや回数調整、品目の変更等の学校給食の実施に影響を与えていることから、保護者負担の軽減を図るとともに学校給食を円滑に実施するため、食材費の増額分を補助する旨を規定しています。第2条では、補助金の交付対象者は、小中学校に在学する児童生徒の保護者で、申請等は学校長又は共同給食調理場の長が行うこととしています。第3条では、補助対象経費については、学校給食に提供される食材費等の購入経費で、補助金の額については、食材費等の実費支出額から別表に規定する補

助基準額（実施管理者が定める学校給食費1人1食当たりの額×年間延べ給食提供数）等を差し引いた差額で、上限額を補助基準額の5%まで補助します。第4条は申請関係、第5条は変更申請、第6条は実績報告について規定しています。第7条には雑則を規定しています。

17ページの概要をご覧ください。制定の必要性としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されており、令和4年4月5日付けで、文部科学省から事務連絡があり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」事業が示されたところです。これを受け、本市においても保護者負担の軽減及び安定した学校給食の運営を図るため、物価高騰に伴い不足する学校給食費に対する保護者への支援を行うもので、本事業の実施に必要な関係規程を制定するものです。施行日は、令和4年6月22日とし、適用日は、令和4年4月1日から遡及して実施します。議案書の10ページにお戻りください。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴う物価高騰が学校給食の実施に影響を与えていることから、保護者の負担軽減と学校給食の運営の安定化を目的に、物価高騰に伴い不足する学校給食費に対する保護者への支援を行うため、関係規程を定める必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。
- 委員（山下勝一君） 3条のところの、実費支出額から他の助成金等の収入と書いてありますが、他の助成金等の収入というのは、具体的にどのようなものがありますか。
- 学務課長（宮崎真司君） 市役所の農林課で、特産物関係で補助事業を実施しておりまして、その食材費に係る2分の1程度の補助事業があります。そういった部分は差し引いたところで、支援をするという形で考えております。
- 委員（山下勝一君） それを引いて別表で算定した補助基準額の5%を超えた場合は基本的には、保護者の負担が発生するという理解でよろしいでしょうか。
- 学務課長（宮崎真司君） 実際には、そうなると思います。5%を超えた分は、保護者負担になります。ただし、前年度、物価指数が、熊本市が出ておりまして、それがだいたい3%ぐらいの上昇でした。今回、5%で少し上乘せしたところで、補助を実施することでなるべく負担にならないような形での計画をしているところです。
- 委員（岩崎宏保君） 現在、給食費の1人一食当たりの単価、学校によって違うと思うのですが、幾らぐらいなのか、それから高騰によって本年度値上げあたりを検討されているような学校があるのか教えていただけますでしょうか。
- 学務課長（宮崎真司君） 委員からお話があったとおり学校によって値段が違うのですが、小学校で安いところでは、一食あたり230円からになります。高いところで250円です。中学校につきましては、安いところで一食あたり250円です。高いところで280円のところがございます。今年度、学校給食費について値上げをした学校が湯島共同調理場で湯島小・中学校が今年度の4月から500円値上げをしております。教良木小学校が今年度の5月から500円値上げをしております。姫戸共同調理場、姫戸小・中学校になります。龍ヶ岳共同調理場、龍ヶ岳小・中学校になります。小中学校共に200円の値上げとなっております。
- 委員（岩崎宏保君） 今回のこの事業で、その部分をカバーするようなどころはないのですかね。
- 学務課長（宮崎真司君） これが実際に補助事業を始めるのが今の時期になってしまってい

るので、値上げが発生している状況です。学校とはこれから調整したところで、今回の補助で、220円・230円くらいの補助になるので、例えば200円くらい上げたところは、その額で収まるようであれば、減額を調整するようにお話が出来ればとは思っているところです。そういった形でなるべく負担にならないように進めていきたいと考えているところです。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

○委員（山下勝一君） 実績で最終的には調整するということですか。途中でも調整をするということですか。

○学務課長（宮崎真司君） 今、考えているのが概算払いで事前にお金を払いたいと思っております。上限額が5%と決めておりますので、一食当たり×総給食数で年間の大体の総額が出ますので、それを事前にお支払いして、足りない部分はそれで補ってもらうような形で考えているところです。

○委員（山下勝一君） ということは、値上げした分を吸収できる分は、戻すということになるのですか。

○学務課長（宮崎真司君） そこは、学校との調整になるとは思いますが、返還になるかと思えます。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第68号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第69号 上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第11。議案第69号「上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書18ページをお願いします。議案第69号「上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱を次のように制定するものでございます。20ページの概要をご覧ください。制定の必要性につきましては、熊本県の指定文化財である長砂連古墳・大戸鼻古墳群の修復・保存方法や時期等を定める計画の策定に関し、学識経験者等の意見を反映させるために、本委員会を設置する必要があることから、必要な事項を定め、要綱を制定する必要があります。なお、当該古墳の保存整備事業につきましては、熊本県の補助事業を活用し実施することとしており、県との事前協議において、学識経験者の意見を反映させた保存整備計画を策定するよう指示を受けております。次に内容ですが、要綱の構成につきましては、第1条設置、第2条所掌事務、第3条組織、第4条任期、第5条会長及び副会長、第6条会議、第7条報酬、第8条庶務、第9条その他を規定しております。施行日につきましては、令和4年7月1日から施行し、上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画が策定されたときにその効力を失うとしております。19ページをお願いします。提案理由といたしまして、上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画の策定に関し、学識経験者等の意見を反映させるために上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会を設置することから、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。

す。なお、要綱の制定につきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（辻本幸之助君） 古墳に関して、小学校や中学校の授業などにどのように反映されているのか教えてください。
- 教育審議員（谷上健作君） 古墳とは限りませんが、「総合的な学習」という時間の中で地域の施設や良さを「調べ学習」という形で、早ければ小学校3・4年生から「地域探検」、中学生になると「地域おこし発表」などで学習を進めています。
- 教育長（高倉利孝君） 地元の維和中学校では、社会教育課の学芸員の方をお願いをして、現場で古墳の学習を進めています。大戸鼻古墳は、阿村地区ですので松島中学校でできるのではと思っています。
- 委員（山下勝一君） 委員は5名以内と書いてありますが、選任とかは今から決められるのですか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 後ほど委員の選定につきまして、提案させていただきます。こちらの方で説明させていただければと思います。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第69号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第70号 上天草市地区公民館交付金交付要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第12。議案第70号「上天草市地区公民館交付金交付要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書21ページをご覧ください。議案第70号「上天草市地区公民館活動交付金交付要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市地区公民館活動交付金交付要綱を次のように制定するものでございます。24ページの概要をご覧ください。制定の必要性につきましては、地区公民館は住民の教養の向上や健康増進等を図り、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的として各種活動を行っております。現在、この公民館活動に対し、上天草市補助金等交付規則により交付金を交付しておりますが、対象経費等を定めた交付要綱が制定されておらず、確認や問い合わせ等があることから、今後の活動の充実と円滑な活動の継続及び住民参画の拡充等を推進するため、必要な事項を定め、要綱を制定する必要があります。次に内容ですが、要綱の構成につきましては、第1条制定の趣旨、第2条交付対象の団体経費及び交付率、第3条申請、第4条実績報告、第5条書類の整備及び保管、第6条指導・助言、第7条フォローアップ、第8条補足を規定しております。施行日につきましては、令和4年7月1日から施行することとしております。23ページをお願いします。提案理由といたしまして、地区公民館活動の充実を図り、円滑な活動の継続と住民参画の拡充等を推進するため、上天草市地区公民館活動交付金交付要綱を制定する必要があります。なお、教育委員会が定める規程の制定につきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でござ

います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（山下勝一君） 交付金額の対象経費の10分の10以内とありますが、全部出るというのではなく、何か範囲があるのですか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） これにつきましては、対象となる経費に対して10分の10で、最高15万円までとしています。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんでしょうか。
- 委員（岩崎宏保君） 7月1日から施行となっていますが、それぞれの公民館長等への説明会の時期と4月から6月に行われた関連する内容は該当しないのか。7月1日以降のものが対象ととらえて良いのか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 説明会につきましては、今月末に各地区公民館長・公民館主事を対象に説明会を行います。その中で、この要綱について説明する予定としております。対象につきましては、今年度申請が出ておりませんので、7月1日以降に出していただくようにして申請以降の事業が対象ということになります。
- 教育長（高倉利孝君） 今週の金曜日に公民館長及び主事の合同研修会を開催予定です。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんでしょうか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第70号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第71号 総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第13。議案第71号「総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書25ページをご覧ください。議案第71号「総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱について」ご説明いたします。総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように制定するものでございます。29ページの概要をご覧ください。制定改廃の必要性につきましては、社会教育課が所管する補助金交付要綱の一部において、補助金等の額の確定等に関する条文中の交付額の確定通知に用いる様式名が「補助金等交付決定通知書」と記載されていることから、「補助金等交付確定通知書」へ改め、関係する規定を一括して改正する必要があります。内容につきましては、27、28ページの新旧対照表をご覧ください。4つの補助金交付要綱の改正となります。「総合型地域スポーツクラブ定着化支援事業補助金交付要綱第11条」、「上天草市全国大会等参加補助金交付要綱第9条」、「上天草市スポーツ協会活動補助金交付要綱第9条」及び「天草パールラインマラソン大会補助金交付要綱第11条」の各条文中の「補助金等交付決定通知書」を「補助金等交付確定通知書」に改めるものです。25、26ページをお願いします。附則といたしまして、この要綱は告示の日から施行するものでございます。提案理由といたしまして、社会教育課が所管する補助金交付要綱の一部において、補助金等の額の確定等に関する条文中における交付額の確定を通知する様式の名称を改めるため、関係する規定を整理する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める

規程の制定及び改廃につきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第71号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 議案第72号 上天草市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第14。議案第72号「上天草市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書30ページをご覧ください。議案第72号「上天草市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものでございます。33ページの概要をご覧ください。制定改廃の必要性につきましては、上天草市地域学校協働本部におきまして、地域連携職員と連絡・調整を図り、学校のニーズと地域住民の思いをつなげ、地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する「地域コーディネーター」を上天草市社会福祉協議会に委託しておりましたが、各学校区に配置している「地域学校協働活動推進員」がスキルアップに努め、その能力を習得したと判断できることから、令和3年度をもって委託業務を終了することに伴い、当該要綱の組織の構成員から「地域コーディネーター」を除外する必要があります。内容につきましては、31ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第1項第2号「地域コーディネーター4人以内」を削り、第3号及び第4号を第2号及び第3号にそれぞれ1号繰り上げます。次に第4条第1号中の「地域コーディネーターや」及び第2号と同条第3号中の「や地域コーディネーター」を削り、第3号を第2号に1号繰り上げます。次に第5条第2号を削り、第3号を第2号に1号繰り上げます。30ページをお願いします。附則といたしまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。提案理由といたしましては、地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する「地域コーディネーター」を上天草市社会福祉協議会へ委託しておりましたが、令和3年度をもって委託業務を終了することに伴い、組織の構成員から「地域コーディネーター」を除外するため、関係規定を改正する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃につきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第72号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第73号 上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第15。議案第73号「上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書34ページをお願いします。先ほどご承認いただきました、議案第69号に関連する委員の委嘱でございます。議案第73号「上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する方につきましては、学識経験者3名で文化財科学専門の高妻洋成さん、国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長でございます。次に、考古学専門の杉井健さん、熊本大学の准教授で昨年度発刊した上天草市史「姫戸町・龍ヶ岳町編」の原史・古代編の執筆者でございます。最後に、土木工学専門の山尾敏孝さん、元熊本大学教授で熊本県文化財保護審議会会長をされております。任期につきましては、令和4年7月1日から上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務が終了するまでとしております。提案理由といたしまして、上天草市長砂連古墳・大戸鼻古墳群保存整備計画検討委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第73号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第16。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「7月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（谷上健作君） 7月の行事予定についてご説明いたします。資料の35ページをご覧ください。7月1日から『命を大切に作る心』を育む週間になります。5日経営訪問で今津小学校に参ります。8日金曜日、市内校長会議を14時から行います。11日月曜日は、社会教育関連事業の第1回図書館協議会を行います。20日小中学校の1学期終業式になります。また、教育委員会が14時から行います。27日水曜日、臨時的任用教員（3年未満）の指導力向上に係る研修会を行う予定です。社会教育課関連事業で、E-friends サマーアクティビティクラブが行われます。翌日28日木曜日、市内学校教員初任者研修で地域理解の研修を行う予定です。なお、天草教育事務所主催の方で、くまもと「親の学び」進行役養成講座が、アロマで行われます。最後に30日、青少年育成市民大会・社会を明るくする運動推進大会・人権講演会が、行われる予定です。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「後援名義使用承認の報告について」説明をお願いします。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 資料37ページをご覧ください。社会教育課におきまして、4件の後援等名義使用承認の申請がありましたのでご報告いたします。1件目は、「地域学校協働活動推進員等研修会」で、開催趣旨につきましては記載のとおりでございます。7月15日（金）午後1時30分から天草市民センター大会議室で開催されます。主催者は熊本県教育委員会で、天草管内地域学校協働活動推進員・各市町教育委員会担当者等を対象に、50人程度の参加者が予定されております。2件目は、令和4年度宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」で、開催趣旨につきましては記載のとおりでございます。9月11日（日）午前9時から上天草市松島総合運動公園において開催される予定です。主催者は熊本県、上天草市、一般財団法人自治総合センターで、元プロ野球選手による野球教室や地元チームとの試合などが計画されており、170人程度の参加が見込まれております。資料38ページをご覧ください。3件目は、「国際交流&イングリッシュキャンプ」で、開催趣旨につきましては記載のとおりでございます。9月17日、18日の土、日に熊本県立菊池少年自然の家で開催されます。主催者は宮城復興支援センターで、東日本大震災及び熊本地震での被災児童等を対象に、150人程度の参加者が予定されております。4件目は、「令和4年度天草郡市人権教育研究大会」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。8月17日（水）午前10時から、天草市民センター他2施設で開催される予定です。主催者は天草郡市人権教育推進連絡協議会で、350人程度の参加者が見込まれております。報告は以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

○教育部長（赤瀬耕作君） 6月議会の審議についてご報告させていただきます。教育委員会関係では2号及び3号補正予算について、審議が行われました。2号補正については、人事異動に関する費用の他、湯島の災害復旧工事に関する予算が、3号補正につきましては、物価高騰に伴う学校給食支援に関する予算が上程され審議されました。次に、教育委員会関係の一般質問につきましては、4名の議員から質問があり、塩田議員から「大矢野総合グラウンドについて」、井手口議員から「大矢野自然休養村管理センターの管理運営状況について」及び「ワーケーション・リモートワークといった新しい社会の就業形態の受け入れについて」小西議員から「松島総合公園子供広場について」木下議員から「小中学校における外国語教育について」の質問があり、それぞれ回答をいたしました。その中で、新聞にも掲載されましたが、ワーケーション・リモートワークといった新しい社会の就業形態の受け入れについて、徳島県教育委員会が始めた「デュアルスクール」の取り組みについて提案型の質問がありました。デュアルスクールはサテライトオフィス勤務やリモートワーク等の普及に併せ、家族での地域住居や

お試し移住に対応した教育環境を整備するもので、既存の制度である「区域外就学」の手続きを活用することにより、地方と都市、二つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる「新しい学校の形」となるものです。今後需要の高まりが想定され、お試し移住等においては、一定条件はありますが、「区域外就学」による転校は可能であり、積極的な活用を推進したいと回答しています。しかしながら、完全な二地域居住での頻繁な児童生徒の異動については、行政区を超えた教育委員会の理解や、児童生徒の学習履歴等に応じた、きめ細かな支援体制の構築が必要となることから、行政施策として推進することについては、現状では難しい一面もあるが、国の動きも始まりつつあることから、国や県の動向をより一層、注視しながら、市民のニーズに対応できる体制づくりに取り組めればと考えていると回答しています。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時30分